

農業委員会で審議された案件です

(上段：賃貸借・使用貸借 下段：売買・贈与 単位：件)

案 件 名	4月	5月	6月	7月	令和6年度計
農振法による農用地区域除外申請	0	0	0	0	0
農地法第3条許可申請	1	0	0	0	1
	0	0	0	0	0
農地法第4条許可申請	0	0	0	0	0
農地法第5条許可申請	0	0	0	0	0
	1	1	0	0	2
農用地利用集積計画の決定	1	3	0	0	4
	1	0	0	2	3
現況証明願	0	1	0	0	1
農地法第3条の3届出書	2	1	0	1	4
農地法第18条第6項合意解約通知書	1	1	2	0	4
農業者年金に関する申請	2	0	1	0	3
各月のその他の案件					
4月 ●農地所有適格法人の要件確認について ●砂川市農業委員会規則の一部を改正する規則の制定について					
5月 ●農地所有適格法人の要件確認について ●「令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」、「令和5年度農業委員会の最適化活動の点検・評価」及び「令和5年度農業委員会における事務の実施状況等」の決定について					
6月 ●農業者年金に関する申請について ●農地所有適格法人の要件確認について ●買入協議の要請について					
7月 ●令和6年度玉葱作況調査について					

野焼きについて

野焼きを行うことは法律で禁止されていますが、農業、林業を営むために必要な野焼きは例外で違法にはなりません。例えば、病虫害防除や土壌のために稲わらなどを焼くことは例外となります。野焼きを行う場合は、前日までに消防署と農政課にご連絡のうえ、風の向きや強さ、時間帯などを考慮しマナーを守って行うようにしてください。〈連絡先：消防署（54-2196）農政課（54-2121 内線2211）〉

**知って得する！
農業者年金**

農業者年金は、将来安定して受給できる積立方式・確定拠出型の年金です。



税金が安くなります

農業者年金で支払った保険料全額が、社会保険料控除の対象となるため、その分課税対象所得が下がり税金が安くなります。

保険料に国庫補助が出ます

要件を満たせば、月額保険料2万円のうち4千から1万円の国庫補助を最長20年間受けることができます。

詳細は、農業委員会事務局または、JA新すながわ営農課までお問い合わせください。

全国農業

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

新聞

週刊 月4回金曜日発行
月700円、年8,400円
(消費税込)

申し込みは 農業委員会事務局までご連絡ください。